

## 広報

こしiji



町の人口	
住民基本台帳人口（12月末日現在）	
世帯数	3,531 ± 0
人口	14,566 - 4
内訳	男女 7,105 - 1 7,461 - 3

## さいの神

1月15日の小正月に町内各地で昔ながらの「さいの神」行事が行われました。燃えさかる火に手をかざしたり、家中でいただく切り餅やスルメを焼き「無病息災」を願う行事でした。写真は、来迎寺前田地区のさいの神行事。

平成7年  
1995  
2/1  
No.359

広報  
こしiji  
平成7年2月号 No.359

発行／越路町役場  
〒九四九一五四  
新潟県三島郡越路町大字浦七一五

編集／総務課文書係  
☎〇一三五八一九一一一二一一一

印刷／大川印刷株式会社

## お知らせ

## 2月 広報カレンダー

1 水	乳児健診 (13:30~14:30 J A 岩塚)	18 土	役場閉庁日
2 木	乳児健診 (13:30~14:30 福祉センター)	19 日	雨水
3 金	健康相談 (9:30~11:30 飯塚集会所) 節分	20 月	健康相談 (9:30~11:30 西野区事務所)
4 土	立春 役場閉庁日		
5 日			
6 月	献血 (9:30~11:30 株西栄建設) (13:30~15:15 J A 岩塚)	21 火	1才6ヶ月健診 (13:30~14:30 J A 岩塚) 心配ごと相談 (13:30~16:00 役場) 国民年金相談 (9:00~16:00 役場) 行政相談 (10:00~14:00 役場)
7 火	心配ごと相談 (13:30~16:00 役場)	22 水	1才6ヶ月健診 (13:30~14:30 福祉センター)
8 水		23 木	講演会「老人の心の健康」 (10:00~12:00 中野島コミュニティセンター) 介護劇「富士子おばあちゃんの一日」 (13:00~14:30 中野島コミュニティセンター)
9 木	母親学級 (14:00~ 役場)	24 金	
10 金	健康相談 (9:30~11:30 塚野山集落開発センター)	25 土	役場閉庁日
11 土	建国記念の日	26 日	
12 日		27 月	
13 月		28 火	固定資産税 第4期納期限 国民健康保険料 第6期納期限 心配ごと相談 (13:30~16:00 役場)
14 火	心配ごと相談 (13:30~16:00 役場) 3才児健診 (13:30~14:30 J A 岩塚)	3/1 水	
15 水	3才児健診 (13:30~15:00 福祉センター)	2 木	
16 木		3 金	麻しん (13:40~14:30 浦区事務所)
17 金			

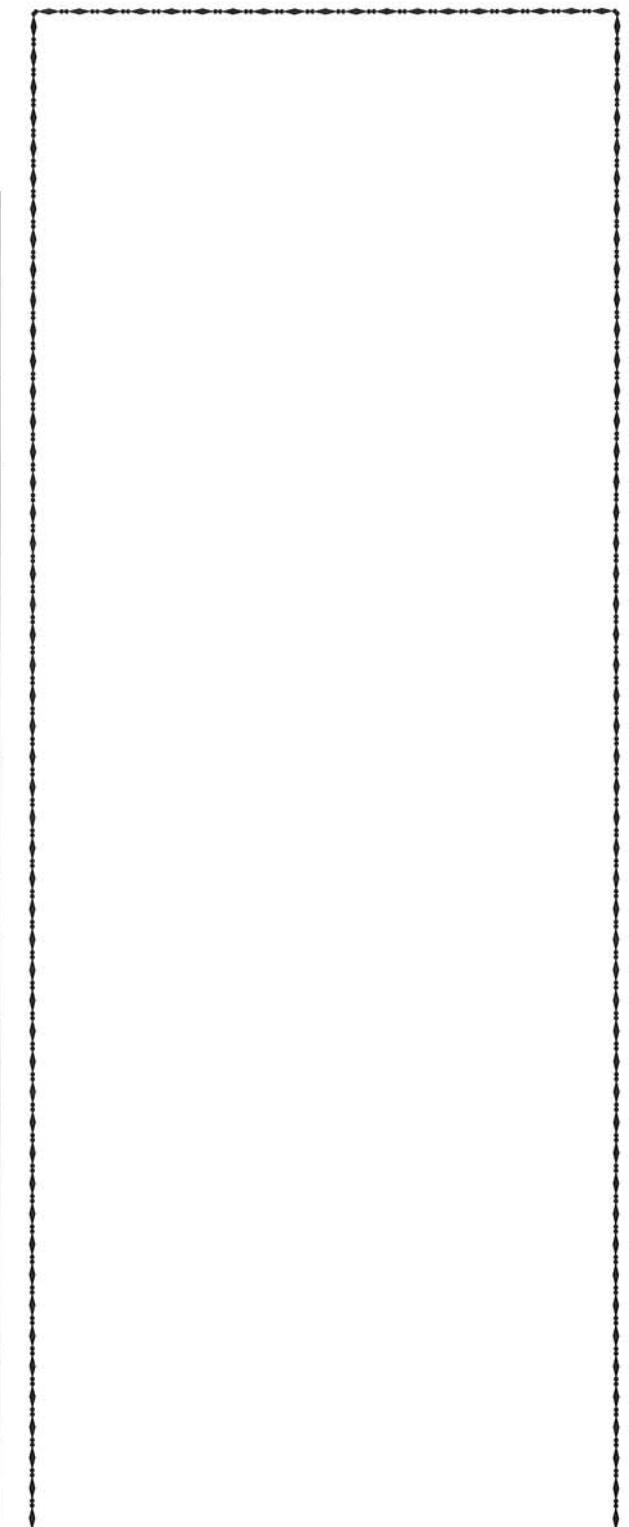
※氏名は常用漢字を使用していますので、戸籍上の字体と異なる場合があります。

昔から人々は、得体の知れない現象、原因不明の事柄などを、すべて鬼のなすわざと考え、恐れていました。平安時代になると、その恐れ（あるいは恐怖）の概念が、仏教でいう鬼、つまり地獄に堕ちた死者を扱う者と結び付き、絵、文字などにさまざまな形で登場するようになり、「人間に恐怖をもたらす存在」は、次第に「悪者」のイメージに具体化されていきます。

節分に豆をまいて鬼を追い払う風習は、大みそかの夜に悪の象徴である鬼を追い払い、豆をまいて鬼を追い払ったもの。節分に現れる赤鬼、青鬼、黒鬼はそれぞれ貪欲、怒り、愚かさを象徴したものといわれます。

時に己のなかに巣くう邪魔の心い、福を呼び込む豆まきは、同時に棲む災いのもとを払い出す儀式でもあるのです。

鬼は外…



## 学校給食臨時調理員募集

越路町では次のように学校給食臨時調理員を募集しております。

- 職種・採用予定人員  
学校給食調理員 若干名  
(満20歳以上50歳未満)
- 資格 特に必要としない
- 勤務時間 午前9時から午後4時まで
- 時給 720円
- 受付期限 平成7年2月28日まで
- 申し込み先  
越路町役場 総務課 ☎92-3111

## おごしの里臨時職員募集

おごしの里では次のように臨時職員を募集しております。

- 職種・採用予定人員  
寮父母(満18歳以上50歳未満)若干名  
看護婦(満20歳以上50歳未満) 1名
- 資格  
寮父母 特に必要としない(健康な方)  
看護婦 准看護婦又は看護婦の資格を有するもの
- 受付期限 平成7年2月20日まで
- 申し込み先  
おごしの里 庶務係 ☎95-3110

## 阪神大震災 義援金の受付

平成7年1月17日午前5時46分頃、淡路島を震源とした大規模な地震が発生し、多くの死傷者が出でております。

については、越路町及び越路町社会福祉協議会並びに日赤越路町分区におきましても下記の窓口において義援金の受付を実施しますのでご協力くださいますようお願いいたします。

### 受付期間

平成7年1月17日より2月28日まで

### 募金箱設置場所

越路町役場、岩野区事務所、岩野中島区長宅、釜ヶ島区事務所、浦区事務所、神谷区事務所、こじい農協中野島出張所、来迎寺中央会館、来迎寺元町事務所、越路町総合福祉センター、朝日区事務所、沢下条区事務所、飯塚区事務所、越路町労働者会館(十楽寺区事務所)、中島区長宅、岩田区事務所、不動沢区事務所、東谷区事務所、西谷区事務所、塚野山区事務所、菅沼区長宅、小坂区事務所、来迎寺白山地区成田屋、ひら一酒店、東屋酒店

尚、お願いした義援金は今回の阪神大震災と昨年暮れに発生した三陸はるか沖地震災害の二つの義援金です。各家庭を訪問しての募金活動は実施しておりませんのでご注意ください。



越路町消防団では一月八日(日)役場を会場に班長以上の幹部百



タードで町内総代さんら町政関

## 新年名刺交換会開かれる

一月六日、町総合福祉セン

ターで町内総代さんら町政関

係者百三十九名が集まり新年名刺交換会が開かれました。この会は、年頭にあたり、町政の発展と町民の健勝を祈念して行われるものでした。式典では、水島町長より新年の挨拶があり、つづいて各分野で活躍された方々の表彰が行われました。このあと、町議会議長の祝辞と受賞者の表の謝辞があり、祝賀会と進みました。祝賀会では、みなさんのそれぞれの活躍と町政発展を願っておられました。

この行事は、本年度の消防団事業を遂行するにあたり団員が一体となり規律を重んじ、礼節を正すことを目的に行われるものです。

式典では、消防団長の訓示、町長のあいさつがあり、永年功績のあった団員の表彰の伝達が行われました。最後に参加者一同で今年の無火災を祈念し、「火の用心」三唱を行い盛大のうちに式典を終了しました。

## 功績をたたえて

# 6名が晴れの受賞

新年名刺交換会の席上で表彰



### 自治功労表彰

#### 星野 信二

(朝 日・六十二歳)

郵政業務に四十二年間勤務

し、功勞が認められたもの。

黙六等瑞宝章を受章されてい

る。

けられました。

郷 良夫  
(朝 日・六十二歳)  
杜氏として四十五年、良質の酒造りに専念し、卓越した技能者として県知事表彰を受けられました。



立 智信  
(西 野・六十二歳)  
町交通指導員として二十余年にわたり、交通安全活動に尽力されていることによる。



高橋与喜孝  
(岩 野・七十四歳)  
越路町農業委員として十五年間在職され、農政発展に寄与されました。

石黒 栄松  
(神 谷・四十六歳)  
町消防団員として二十余年にわたり、消防防災活動に尽力されていることによる。

町では、越路町表彰条例に基づいて町の政治、経済、文化、社会その他町政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があつた者を表彰しております。今年度は次の方々が自治功労表彰を受賞されました。伝達式は、一月六日町総合福祉センターに町内有志百三十九名を招いて行われた新年名刺交換会の席上、水島町長から表彰状と記念品が贈られました。受賞者は次の方々です。  
(敬称略・順不同)

### 消防出初式が行われる

名が参考し消防出初式が行われました。

この行事は、本年度の消防団事業を遂行するにあたり団員が一体となり規律を重んじ、礼節を正すことを行わざるもの。

式典では、消防団長の訓示、町長のあいさつがあり、永年功績のあった団員の表彰の伝達が行われました。

最後に参加者一同で今年の無火災を祈念し、「火の用心」三唱を行い盛大のうちに式典を終了しました。









# 越路の文化財

## 第五回 成出遺跡

なる  
成  
出  
遺  
跡

今回からしばらくは、縄文時代の遺跡を紹介していきたいと思います。越路町ではまだ縄文時代前期の遺跡が発見されていませんので、縄文時代中期の遺跡に登場願いましょう。最初は、不動沢の成出遺跡です。



成台遺跡出土の主な遺物

### 【成出遺跡の位置】

今回紹介する成出遺跡は、渋海川右岸の台地上にあり、近くにはB&Gプールや成出運動公園などがあります。ブールに行つたことのある方は目にしたかも知れません。

見えていたことがあります。最初は、不動沢の成出遺跡です。

れませんが、ブールの手前、信越本線寄りの小高く残されたところが成出遺跡です（地図のピンクの範囲）。ちょうど本欄の十月号で紹介した不動沢露頭の上の台地にあります。渋海川に近いため水の便がよく、背後には越路原が控えていることから山の幸からも遠くない位置にあります。しかもかなり平坦な台地の上ですから住居を構えるのも適していましたことでしょう。

### 【成出遺跡の発掘調査】

地図で黒く塗った部分は昭和五十六年に町教育委員会によって発掘調査された箇所で、その際に主に中央区から出土しています。このほかにもわずかですが土師器や須恵器、そして東地区・中央地区からは中世陶磁器が出土しています。さて、この昭和五十六年の発掘調査で分かったことは、縄文時代中期の発掘調査で中央区にあったことです。ただ、はつきりとした建物跡や貯蔵穴、墓などは見つかりませんでした。おそらく現在残されている範囲が遺跡の中心部で、ここに人々生活した跡が埋もれているものと思われます。

上の図は発掘調査のときに出土した土器の破片と石器の一部です。土器の拓本を見ると、表面につけられた文様から縄文中期中頃から末のものと分かります。特に2は小さいながら火炎型土器の胸部の破片のようです。3~6はよく似た文

字のようになっています。縄文がつけられたところと真っ黒く文様がないところが交互にあり縦の縞状になっているのが分かるでしょうか。さらによく観察すると、白く現れた線が逆「U」字のようになっています。

これが縄文時代の中期末に東北や関東で流行した文様で、大木10式とか加曾利E4式などと呼ばれます。

また、石器では打製石斧と呼ばれる土

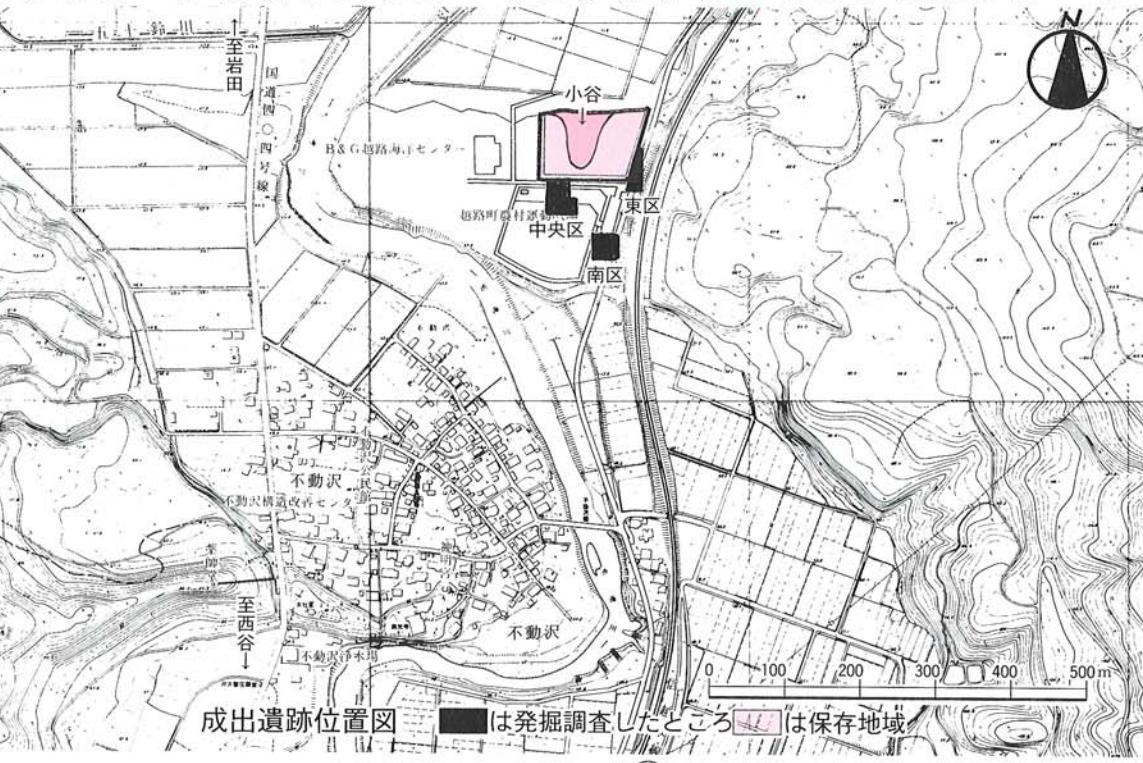
掘り具が出土しています。

### 【残された部分には】

残されたあの小高い台地には何が埋もれているのでしょうか。実際には発掘調査してみなければ分からないのですが、ここで少し想像をしてみましょう。

まず、火炎型土器が埋もれているかも知れません。越路町では火炎型土器はほとんど見つかっておらず、発見できれば貴重な発見になります。また、住居跡が残されています。

地図で示したように、この部分には小さな谷があり、この谷を囲んで人が住んだ可能性があります。



また、先に述べた縄文時代中期後半は、新潟県全体でもまだ詳しく知られていない時代で、そういう意味でも貴重な遺跡が残されていると考えられます。

## 高橋ハナさんの昔話

「昔あつたてんがの」ではじまる昔話は、絵本やテレビで見ることがあります。お婆さんの口から聞く機会は無くなってしまった。昔話は、もともと目で見るものではなく、耳から聞くものであった。

毎晩こつの中や、ふとんの中で子供達は昔話をねだった。何回も同じ話を聞かされた。

「昔あつたてんがの」ではじまる昔話は、親がめんどうくさくなつて適当に省略すると、そうじゃないと指摘された。子供のほうが覚えてしまつたのである。

こうして、昔話は、親から子へ語り継がれてきた語りの芸であった。今それがすっかり衰退して子供達が人の話をじっくり聞く習慣を失つてしまつた。

長岡の水沢謙一さんが昔話の採集を始めた昭和二十年代の終わり頃には、まだたくさんの語り爺さ、語り婆さが生きていた。しかし、今それを聞くことはまれな事で、そのなかで、町内東谷の語り婆さん高橋ハナさんの存在は貴重である。

### ハナさんの昔ばなし

ハナさんの昔話のもとは、母親マスさんと、祖母マツさん、そして十九才も年上の兄

がいる。ということを民俗部会の同僚から聞いた。東谷の集落センターでハナさんと出あつたのは、平成五年の八月四日のことであった。大正三年生まれのハナさんから、その日のうちに二五話の話を聞くことができた。百話くらいは知っていると聞いて私は興奮していた。去年亡くなれた水沢謙一さんと十日町市史の仕事をずっと続けて来たが、調査の過程でも、いつも水沢さんが話者に昔話のテープを聞かせていました。それだけ、昔話を知っている人が居なくなつたが、その後何回かお会いし、その都度昔話を聞かせてもらつたが、その年の春から、ハナさんは話者に昔話を書き付けておくようになった。それを私がワープロに打つてこられる人にはおそらくハナさんが、この地域では最後の人になるであろう。

こうして、昔話は、親から子へ語り継がれてきた語りの芸であった。今それがすっかり衰退して子供達が人の話をじっくり聞く習慣を失つてしまつた。

こうして、昔話は、親から子へ語り継がれてきた語りの芸であった。今それがすっかり衰退して子供達が人の話をじっくり聞く習慣を失つてしまつた。



小国雪まつりに出演のハナさん

てくると、すっかり堂にいつたもので、ゼスチャーを入れたりして、なかなか好評だった。「俺が死んだでがんになぜ来なねや」という言葉が印象に残った。最近のハナさんは足が痛くて、立ったり座ったり苦労しているが、いつも元気に昔話を語つてしまつた。今年は町史編さん室から、ハナさんの昔話集も出版され予定である。

せっかくのハナさんの話をなんとかして語りの場で語つてもいいたいと思って、平成六年二月末、小国雪まつり、「聟女唄と昔話の会」、同じく七月の長岡での「語り尽くし中越の昔話」に出演していました。大勢の前で語ったことのなかったハナさんは、初めて不安そうだったが、慣れ

# MY・TOWN

## SPORTS

### 2月のスポーツ

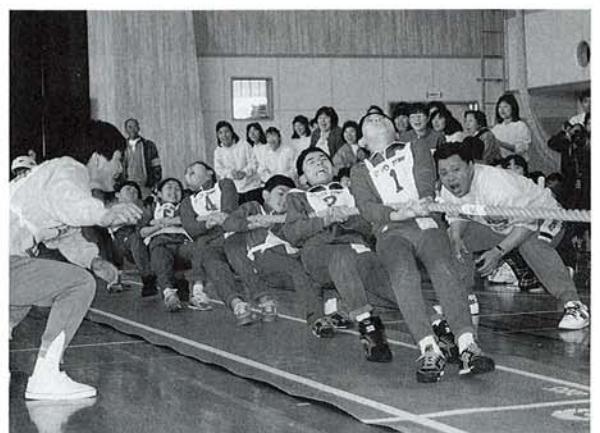
行事	とき	ところ	対象者	内容	申し込み
スキー大会前夜祭	18日(土) PM 7:30~	塚野山 向坂スキー場	町民	タイムツ滑降	当日受付
第34回町民スキー大会	19日(日) AM 8:30~	塚山中学校裏 向坂スキー場	町民	・距離・リレー ・回転・大回転	9日(木)まで 教育委員会へ (92-4655)

### 参加チーム募集

### 第5回



### 町民綱引大会



### スキー連盟 バス・スキーツアー参加者募集

小学4年生以上対象スキー教室も同時に開催

日 時 3月5日(日)  
場 所 須原スキー場  
人 員 先着順45名  
参 加 費 2,000円(バス代)  
受 付 2月末日まで  
杉田自転車店(☎94-2501)  
教 育 委 員 会(☎92-4655)

〈出発時間〉  
塚山地区 長谷川邸駐車場 8時20分  
岩塚地区 岩塚診療所前 8時30分  
来迎寺地区 福祉センター 8時40分  
  
〈帰宅時間〉  
須原スキー場 午後4時出発

申し込み・問い合わせは  
町教育委員会へ  
☎92-4655  
～各種大会や  
教室のご案内～

いい日!  
いい汗!  
いい笑顔!

## 公民館だより

公民館は、住民のために教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することが目的です。

### 子育てサークル紹介

#### 友達いっぱい待ってるよ!! 来迎寺「親子会」

「親子会」は、来迎寺地区の6ヶ月ぐらいの赤ちゃんから、保育所入所前の幼児とそのお母さん、おばあちゃんの集まりです。毎週金曜日10時から12時まで、福祉センターに集まり、みんなでおやつを食べて楽しく遊んでいます。

公園でシャボン玉を作ったり、プールで水遊び、もみじ園でどんぐり拾いやもみじ狩り、クリスマス会、おわかれ会なども取り入れています。堅苦しく考えずに、まあコーヒーでも一杯飲みながら、おしゃべりしましょうという会ですので、気軽に参加してください。お待ちしてます。

連絡先 平沢千代子(朝日) 92-2144



福祉センターにて

### 2月の行事

#### ・高齢者教室(出張学習会)

期日: 2月2日(木) 会場: 沢下条集落センター  
9日(木) 会場: 朝日集会所  
16日(木) 会場: 福祉センター  
23日(木) 会場: 中野島コミュニティーセンター

#### ・英会話教室(上級)

期日: 2月2日、9日、16日、23日(毎週木曜日)  
会場: 福祉センター

#### ・るんるん親子教室

期日: 2月15日(水) 会場: 福祉センター

#### ・コーラス教室

期日: 2月1日(水)、15日(水)  
会場: 福祉センター

### 新刊図書の紹介

公民館図書室(福祉センター)では新刊図書の購入をいたしましたので、一部を紹介致します。

- ◎生きるヒント①、② 五木 寛之著
- ◎知の技法 小林 康夫著
- ◎マディソン郡の橋

ロバート・ジェームズ・ウィラー著

- ◎赤ちゃんが来た 石坂 啓著

ダニエル・キイス著

その他に児童書など多数購入いたしましたので、たくさんの方々よりご愛読頂きますよう、お薦め致します。

開館日: 火曜日～日曜日  
(毎月第3日曜日は休館)

開館時間: 午前9時～午後4時30分  
貸し出し期間: 10日間  
貸し出し冊数: 一人につき2冊まで



# 税こうほう

第 8 号

□平成7年2月1日  
□振替納税と青色申告  
推進の町推進委員会

新潟県・越路町役場  
(税務課)  
電話0258-92-3111(代)

□電話0258-92-3111(代) 8 7 6 3 2 1 1

▼おもな内容▲

# 確定申告の 所得税 2月16日か いります。

**何んだろう**

**3月定申告は  
15日まで**

に、自分で所得金額を計算し  
その税額を申告納付すること  
になります。

納税の申告時期はいつも2  
月16日から3月15日まででこ  
の確定申告を行なえば国税  
(所得税)と地方税(住民税)  
の両方を申告したことになり  
ます。

平成6年度は所得税及び地  
方税とも特別減税が税額の20  
%(限度額あり)適用されて  
いますので、確定申告によっ  
て減税を受けられる方もあり  
ます。

**何んだろう**

**3月定申告は  
15日まで**

に、自分で所得金額を計算し  
その税額を申告納付すること  
になります。

納税の申告時期はいつも2  
月16日から3月15日まででこ  
の確定申告を行なえば国税  
(所得税)と地方税(住民税)  
の両方を申告したことになり  
ます。

平成6年度は所得税及び地  
方税とも特別減税が税額の20  
%(限度額あり)適用されて  
いますので、確定申告によっ  
て減税を受けられる方もあり  
ます。

# 住民税の申告もお忘れなく

- 与支払報告書が提出され  
るので、申告する必要ないこ  
になつてゐるもので。前年  
中に災害を受けたことによる  
雑損控除、自分とか家族が病  
気につかつたことによる医療  
費控除又は寄附金控除を受け  
ようとする人等はそのための  
申告をして下さい。
- 各集落で住民税申告相談を  
この住民税の申告書の提出  
相談を2月から日程により主  
な集落へ出向いて行ないます  
のでご利用下さい。
- 住民税の各種所得控除は所  
得税に準じています
- 住民税は均等割と所得割が  
あります。所得割は所得金額  
の計算、所得区分などは原則  
として所得控除などに規定す

## 住民税の申告も

与支払報告書が提出されますので、申告する必要ないことがなっているものです。前年

平成7年2月1日発行 第8号

## こしじ 税 こうほう

越路中学校租税教室と  
税に関する作文、標語を表彰

越路中学校3年生全員参加して平成6年11月15日租税教室を開催し、引き続いて中学生の税に関する作文及び標語の入賞者の表彰式を行った。この日は3年生全員参加し、林勇次郎校長及び水島昭一町長の挨拶があり、入賞者の表彰を行った。八木町長）は、税を知る週間（国税庁主催全国キャンペーン）に合せて中学生の租税教室を越路中学校及び塚山中学校で開催した。

## 越路中学校租税教室と 税に関する作文・標語を表彰

中学生の税金について  
越路町租税教育推進協議会（会長  
町長）は、税を知る週間（国税庁主  
催全国キャンペーン）に合せて中学

## 租税教室を開催する

ら「税は国民の三大義務の一  
つ。どうしても納めていただ  
かなければなりません。延滞  
金、差押え、……」詳しい説  
明があり、活発のうちに租税  
教室を終了しました。

## 中学生の税に関する 作文・標語入賞者

中学生の税に関する作文及び標語の入賞者は次の通りです。標語については順次掲載させていただきます。

子

越路中学校の作文の部  
□3年 鈴木孝子（全国納稅  
貯蓄組合連合会長賞佳作、新  
潟県納稅著得組合総連合会長  
賞佳作、越路町租稅教育推進

## 塙山中学校の作文の部

協議会長最優秀賞  
　　△3年 番場恵（長岡地区納税納合連合会長賞）  
　　△越路町租税教育推進協議会  
長優秀賞受賞者 3年青山絵美、3年田中ひとみ、3年平田美香子、3年 関ひろ美

優秀賞  
□越路町租税教育推進協議会  
長優秀賞受賞者 3年大矢慎、2年米山達哉  
□同佳作 3年桑原絢也、2年大矢栄彦

同佳作	3年郷日高、3年山崎朝美、3年小野塚恵美、3年伊師智美、3年堀井洋子
長岡税務署長賞受賞者	3年内藤千鶴、3年田中千絵、3年田中佳代子
越路町租税教育推進協議会 長最優秀賞受賞者	3年小林裕美、3年室橋望、3年西脇瑞恵、3年西脇陽平、1年松山和士
由美	由美

塚山中学校の標語の部
□ 3年 大谷豊（新潟県租税 教育推進協議会長賞）
□ 1年 鳥島千聖（長岡税務 署長賞）
□ 越路町租税教育推進協議会 長最優秀賞受賞者 3年若林 賢治
□ 同優秀賞 3年大谷豊、2 年山岸希久子
□ 同佳作 3年白井健一、3 年山本雄也、3年丸山美紀子、 2年長谷川未歩、2年長谷川 貴子、1年鳥島千聖、1年庄

所得税では「申告納税制度」をとっていますが、この確定申告をしなければならない人が申告をしなかったり、申告期限を過ぎてから申告書を提出した場合は、「加算税」や「延滞税」というペナルティーを納めなければならぬことは、次に掲げる人たちです。

この「必ず確定申告をしなければならない人」というのは、次に掲げる人たちです。

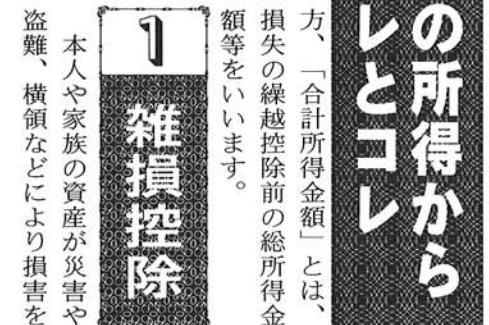
①サラリーマンで給与収入が千五百万円を超えている人  
②給与を2か所以上からもらつ  
③サラリーマンで給与収入が千五百万円を超えている人は年末調整をしてもらえません。

④個人事業者で納付税額のある人  
事業所得や不動産所得等がある事業者で所得を基に税額が配当控除より多いとき。  
⑤家事使用人などで給与から所得税の源泉徴収をされて

## 所得税と住民税の所得から引けるものはコレとコレ

確定申告及び住民税申告のときに「所得の合計額」から控除できるもの（所得控除）には、15種類のものがあります。その概要をおおまかに説明します。

なお「所得の合計額」とは、総所得額等から譲渡所得の各種特別控除額を差引いた金額をいいます。



確定申告及び住民税申告のときに「所得の合計額」から控除できるもの（所得控除）には、15種類のものがあります。その概要をおおまかに説明します。

(1) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額の概要は次の通りです。

(2) 平成6年度限りの住民税特別減税の概要は次の通りです。

(3) 平成6年度分の所得割額（分離課税による所得割を除く）から特別減税が行なわれます。

(4) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

方、「合計所得金額」とは、損失の繰越控除前の総所得金額等をいいます。

本人や家族の資産が災害や盗難、横領などにより損害を受けた場合、その損失の繰越控除前の総所得金額等をいいます。

平成6年度分所得税の納稅

平成6年度限りの住民税特別減税の概要は次の通りです。

(1) 個人住民税の所得割額（分離課税による所得割を除く）から特別減税が行なわれます。

(2) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

平成6年度限りの住民税特別減税の概要は次の通りです。

(1) 個人住民税の所得割額（分離課税による所得割を除く）から特別減税が行なわれます。

(2) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(3) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(4) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(5) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(6) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(7) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(8) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(9) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(10) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(11) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(12) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(13) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(14) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(15) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(16) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(17) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(18) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(19) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(20) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(21) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(22) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(23) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(24) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(25) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(26) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(27) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(28) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(29) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(30) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(31) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(32) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(33) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(34) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(35) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(36) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(37) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(38) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(39) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(40) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(41) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(42) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(43) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(44) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(45) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(46) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(47) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(48) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(49) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(50) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(51) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(52) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(53) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(54) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(55) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(56) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(57) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(58) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(59) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(60) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。

(61) 特別減税の額は、平成6年度分の個人住民税所得割額の20%相当額

の概要は次の通りです。



